

令和7年度

特別

岸和田市墓苑

使用申込のしおり

特別募集用(墓苑第2)



【申 込 期 間】

承認番号 第 #012 号

令和7年7月1日(火)～令和7年7月31日(木)

【注 意 事 項】

- 岸和田市墓苑の使用については、申込資格をはじめ、きまりや制限がありますので、この「使用申込のしおり」をよくお読みになったうえで、申込みをしてください。
- 同時に公募する「一般募集」と重複して申込みをすることはできません。



申込みから使用許可まで

《 申 込 み 受 付 期 間 （ 郵 便 ） 》

令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで

- ◎ 郵送で申込みをしてください。
- 令和7年7月31日の郵便消印のものは有効です。
 - 申込方法（必要書類）は、3ページに掲載しています。



《 申 込 み 控 え の 送 付 》

令和7年8月5日（火）ごろまで

- ◎ 「受付（抽選）番号」を付けた「使用申込み控え」を郵送します。



《 墓 所 の 抽 選 》

令和7年8月12日（火） 午後3時30分から

◎抽選会場は職員会館2階大会議室（7ページの見取り図参照）です。「使用申込み控え」をご持参のうえご出席（自由参加）ください。



《 抽 選 結 果 の 通 知 》

令和7年8月18日（月）まで

- ◎ 当選、落選の結果を記載した「抽選結果通知書」を発送します。



《 当 選 後 の 手 続 き （ 使 用 許 可 申 請 ） 》

令和7年8月19日（火）から令和7年8月29日（金）まで

- ◎ 公園緑地課（市役所第2別館4階）で当選者の使用許可申請を受け付けします。
- 受付時間は、午前9時～午後5時30分
（※お昼12時から12時45分までは休憩になり受け付けできません。）
 - （土）、（日）は休日のため、受け付けできません。
- ◎ 持参する必要書類は、4ページに掲載しています。



《 使 用 料 ・ 掃 除 料 の 納 付 》

令和7年9月16日（火）まで

- ◎ 納付期限までに必ず一括納付してください。



《 使 用 許 可 書 の 交 付 》

令和7年9月30日（火）まで

- ◎ 使用許可書は使用料と掃除料が納付されたことを確認した上で、郵送で交付します。
- ※ 上記の交付期限は、基準日であり納付状況により遅れる場合があります。

《 再 募 集 》

令和8年3月31日（火）まで

- ◎ 令和7年度特別募集での空き区画について、令和7年10月1日（水）より再募集します。
- ※ 窓口でのお申込みの先着順にて、受付します。空き区画数を超えた場合は、再募集は終了となります。

令和7年度					
岸和田市墓苑使用者公募要項(特別募集)					
所在地	岸和田市墓苑		岸和田市流木町地内		
募集区分	墓苑第2(新墓地)				
区画の面積及び公募区画数	面積	間口	奥行	区画数	
	4.0㎡	1.6m	2.5m	10	
	3.0㎡	1.5m	2.0m	20	
	2.4㎡	1.2m	2.0m	20	
	※募集場所及び区画位置は10ページから13ページに掲載しています。				
申込資格 (申込みの できる人)	遺骨のある人 令和7年7月1日現在本市に居住する世帯主で、令和6年6月30日以前から引き 続き本市に住所を有し、遺骨※を自宅で安置しているか、寺院や墓地等へ預骨、 納骨している人(ただし、すでに岸和田市墓苑を使用している人とその人の属する 世帯主は応募できません。)				
	※ 遺骨とは、申込者の配偶者又は直系血族の遺骨(申込者が祭祀する当該申込者の兄弟姉妹又は当該申込者の配偶者の親若しくは兄弟姉妹の遺骨で、当該遺骨を埋蔵すべき墓所を岸和田市墓苑に持たないものにつ いては、当該遺骨を含む。)をいいます。 ※ 申込み後、不正に岸和田市以外に住民登録を変更したことが判明したときは、申込みを取り消します。 ※ 申込みができるのは、一般募集、特別募集どちらか一方だけになります。				
使用料 及び掃除料	面積	永代使用料		掃除料(管理費)	
		※ 永年にわたって使用していただくための使用料です。 ※ 墓所は分譲(売買)ではありません。		※ 掃除料は、墓域及び周辺の共用部分を維持管理する費用です。 使用許可された区画内は使用者が清掃・管理してください。 ※ 掃除料は、永代ではなく、 <u>毎年度納めていただきます</u> 。申し出によ り来年度以降の4年度分を前納することができ ます。なお、本年度の掃除料は<>内の金額と なります。 ※ 次年度以降に条例改正があったときは、当 該条例の規定に基づき変更されます。	
		金額	左の算出基礎	金額	左の算出基礎
	4.0㎡	950, 000円	@237,500 × 4.0㎡	10, 000円 <7, 500円>	@2,500 × 4.0㎡
	3.0㎡	713, 000円	@237,500 × 3.0㎡	7, 500円 <5, 700円>	@2,500 × 3.0㎡
	2.4㎡	570, 000円	@237,500 × 2.4㎡	6, 000円 <4, 500円>	@2,500 × 2.4㎡
		※ 1,000円未満の端数は1,000円に切上げ		※ 100円未満の端数は100円に切上げ	

使用区画の 決 め 方	面積別および区画番号順に、公開抽選の方法により決定します。また、決定した位置は、どのような理由があっても変更できません。もちろん、当選者間で合意しても、位置の変更は認めません。	
申 込 み に 必要な書類	1. 岸和田市墓苑使用申込書 ※1 墓苑第2(新墓地)の区画の面積は3種類あります。 <u>申込みの後は変更できませんのでご注意ください。</u> ※2 申込みは郵送となります。 2. 110円の郵便切手2枚 お近くの郵便局で110円郵便切手を2枚購入し、岸和田市墓苑使用申込書と共に同封してください。 3. 住民票の写し(コピーやマイナンバーの記載があるものは不可) 住民票は<u>令和7年7月1日以降発行</u>のもので、<u>世帯全員の氏名・続柄・本籍</u>の記載されたものが必要です。 4. 遺骨の保有証明 ※1 遺骨の保有証明として「<u>死体火葬許可証</u>」または「<u>改葬許可証</u>」のコピーを添付してください。これらの許可証が添付できない場合は、使用申込書の下段に遺骨の保有(自宅安置・お寺などに預骨)証明としてお寺などの証明を頂いても構いません。 ※2 遺骨とは、申込者の配偶者と申込者の直系血族の遺骨(申込者が祭祀する当該申込者の兄弟姉妹又は当該申込者の配偶者の親若しくは兄弟姉妹の遺骨で、当該遺骨を埋蔵すべき墓所を岸和田市墓苑に持たないものについては、当該遺骨を含む。)をいいます。 ※3 提出された申込書などはお返しできません。	
申込み期間 申込み方法	申込み期間 (応募期間)	令和7年7月1日(火)から令和7年7月31日(木)まで ※<u>令和7年7月31日の郵便消印のものは有効</u>ですが、期間の過ぎたものや電話、メール等での受け付けはしません。申込状況は随時、公園緑地課墓苑担当前及びホームページで発表します。
	申込み方法 (応募方法)	封筒に『申込みに必要な書類』を入れて郵送してください。 ※申込み先 〒596-8510 岸和田市岸城町7-1 岸和田市役所 公園緑地課 墓苑担当
申込み控え の 送 付	申込み受付後、受付番号(抽選番号)を記載した『使用申込み控え』を、8月5日(火)ごろまでに郵送します。『使用申込み控え』が届いたら、ご自分が申込みされた墓所の区画に間違いがないか確認してください。 ※『使用申込み控え』は抽選会の出席(自由参加)の際に必要ですので、大切に保管しておいてください。	
抽選の日時 抽選の場所	抽選の日時	令和7年8月12日(火) 午後3時30分から(自由参加) ※抽選結果は申込者全員に『抽選結果通知書』でお知らせします。
	抽選の場所	職員会館 2階 大会議室(7ページの見取り図参照) ※エレベータ等の設備は無く、階段のみとなります。 ※申込者および申込者の代理人以外の方の会場への入場はできません。

抽 選 方 法	①	公開により抽選します。	
	②	当選者と使用できる墓所は、1回の抽選で同時に決定します。	
	③	抽選は区画の面積ごとに行います。	
	④	抽選は番号を記載した玉を抽選機に入れ、1人1個ずつ玉を出し、出た玉の数字で当選、落選の決定をします。 ○ 墓所区画の番号と同一の番号を出された方が当選となり、その番号がその方が使用することができる墓所区画となります。 ○ 墓所区画と異なる番号を出された方は落選となり、そのまま補欠となります。なお、補欠順位は出玉に記載された数字の小さい方から順に当選とします。 ○ 辞退者があり、補欠から当選者となったときは通知します。また、補欠の有効期間は、令和7年9月16日(火)までとします。 ○ 応募者数が墓所の募集区画数以内の場合は全員当選となります。その場合は若い番号から募集人数分だけの玉を入れて使用区画のみの抽選となります。	
抽 選 結 果 の 通 知	当選、落選の抽選結果は令和7年8月18日(月)までに申込者全員に『抽選結果通知書』を発送します。また、当選者の番号をホームページでもお知らせします。 当選者の方は当選後の手続きに『抽選結果通知書』が必要ですので、大切に保管しておいてください。		
	※抽選結果の電話またはメール等でのお問い合わせにはお応えできません。		
当 選 後 の 手 続 き	当選された方は下記の期間内に墓苑使用の許可申請をしてください。		
	①	申 請 期 間	令和7年8月19日(火)から令和7年8月29日(金)まで ※(土)、(日)は休日のため、受け付けできません。
	②	受 付 時 間	午前9時から午後5時30分まで ※お昼12時から12時45分までは休憩になりますので、受け付けできません。
	③	申 請 場 所	岸和田市役所 建設部 公園緑地課 墓苑担当 ※市役所第2別館 4階(8ページの見取り図参照)
	④	必 要 な も の	申請の際は下記のものをご持参ください。 1. 岸和田市墓苑抽選結果通知書 2. 登録印鑑及び印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの) 3. 戸籍謄本または除籍謄本等で次の事項が記載された市町村長が発行する書類が必要です。 ア. 当選者と亡くなられた方の続柄 イ. 亡くなられた方の死亡事項 (外国人の方は、上記に代わる書類として、出生届、婚姻届、死亡届等の受理証明の写しが必要な場合があります。) ※提出された申請書などはお返しできません。
	※上記期間内に申請書が提出されないときは、当選が無効となります。		

当 選 後 辞退する場合	当選後、辞退する場合は令和7年8月29日(金)までに必ず辞退届を提出してください。														
	辞 退 届 に 必要なもの	1. 岸和田市墓苑抽選結果通知書 2. 当選辞退届(公園緑地課に備えてあります。) 3. 運転免許証等公的機関の発行する証明書。代理人が提出手続きに来られる場合は、当該代理人も運転免許証等公的機関の発行する証明書が必要です。													
	※ 永代使用料及び掃除料の納入後は墓所返還の扱いとなり、納入された金額の全額を返金することができません。辞退の扱いとはなりませんので十分ご注意ください。														
使 用 料 等 の 納 付	令和7年9月16日(火)までに、一括納付してください。 使用許可の申請時、使用料・掃除料の納付書をお渡ししますので、最寄りの金融機関の窓口(納付書裏面記載)でお支払いください。なお、 <u>分割納付の取扱いはしておりません。</u> ※ 期限までに納付がない場合は、当選の権利を放棄したものとみなし、その資格を失うことがありますのでご注意ください。														
使用の開始 (使用許可書の交付)	使用料・掃除料の納付を確認させていただいたうえで、令和7年9月30日(火)までに郵送で「岸和田市墓所使用許可書」をお送りします。※1 墓所は使用許可書が届いたときから使用できます。※2 ※1 金融機関によっては、市の会計口座への入金 zu 若干の日数を要し、「岸和田市墓所使用許可書」の発送が遅れる場合があります。また、補欠当選者への郵送についても同様の事象により遅れる場合がありますのでご注意ください。 ※2 ご使用いただくときは、14ページにある「使用のきまり」をよくお読みください。														
墓所の返還	墓所が要らなくなったときは、墓所を原状(更地)にもどして市に返還してください。また、納付された使用料・掃除料は岸和田市墓苑条例の規定により、次のとおり還付します。 ※返還届が必要です。														
	使 用 料														
	<table><tr><td>使用許可を受けてからの経過年数</td><td>使 用 状 況</td><td>還 付 金</td></tr><tr><td rowspan="2">1年未満</td><td>改葬跡地である</td><td>使用料の25%</td></tr><tr><td>改葬跡地でない</td><td>使用料の80%</td></tr><tr><td rowspan="2">1年以上</td><td>改葬跡地である</td><td>使用料の25%</td></tr><tr><td>改葬跡地でない</td><td>使用料の50%</td></tr></table>			使用許可を受けてからの経過年数	使 用 状 況	還 付 金	1年未満	改葬跡地である	使用料の25%	改葬跡地でない	使用料の80%	1年以上	改葬跡地である	使用料の25%	改葬跡地でない
使用許可を受けてからの経過年数	使 用 状 況	還 付 金													
1年未満	改葬跡地である	使用料の25%													
	改葬跡地でない	使用料の80%													
1年以上	改葬跡地である	使用料の25%													
	改葬跡地でない	使用料の50%													
掃 除 料 掃除料を5年分一括で前納された方につきましては、未経過年数に応じた額を還付します。 ※未経過年数の1年未満の端数は切り捨てて計算します。															

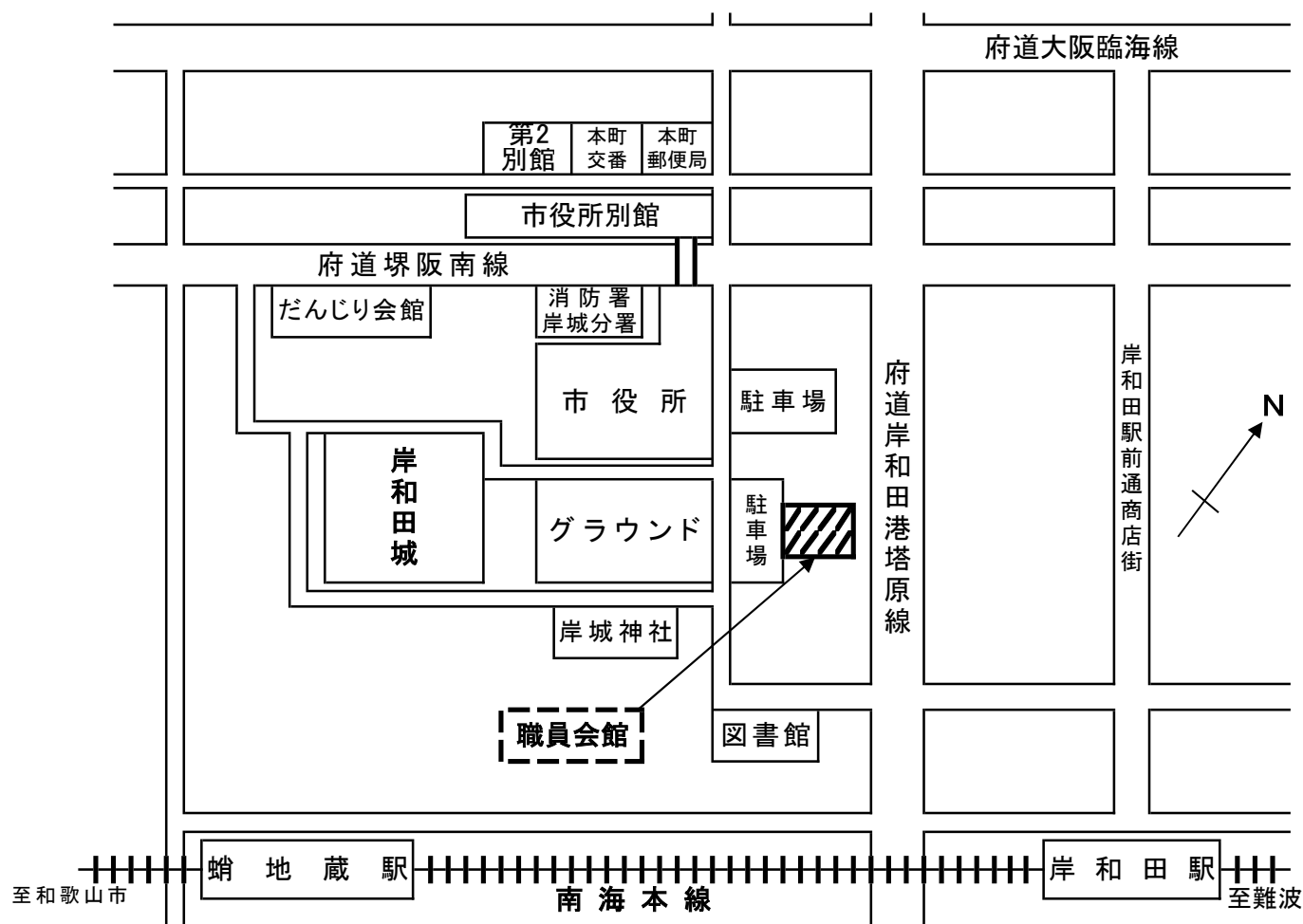
※注意事項	次の場合、申込み及び当選が無効となりますので注意してください。 1. 1人または1世帯で2通以上の申込みをしたとき 2. 同じ遺骨で複数の人が申込みをしたとき 3. 岸和田市墓苑の使用者となっている人またはその人が属する世帯の世帯主が申込みをしたとき 4. 申込み資格が無いかまたは虚偽の申込みをしたとき 5. 当選後、必要書類を提出しないとき
使用に際しての決まり事項	使用に際してのきまり事項は14ページに記載してありますが、特に留意すべきことは次のとおりです。 ① 墓所の申込者が使用者として決定しますと、その名義は相続(使用者が死亡)が発生しない限り変更できません。したがって必ず、祭祀の主宰者(焼骨(遺骨)を埋蔵したり、墓石の建立をする人)の名前で申込みをしてください。 ② 墓所は使用者の兄弟等、2世帯以上での共同使用はできません。 ③ 墓石等に家名を表示する場合、その家名は使用者の家名でなければなりません。また、建立者は、使用者または墓所を承継できる続柄関係にある者でなければなりません。 ④ 掃除料(管理費)は、毎年度納めていただきます。ただし、申し出により来年度以降の4年度分を前納することができます。
そ の 他	○ 申込みをする前に、墓地の現場をよく見ておいてください。墓苑までの経路図および見取り図は9ページから13ページに載せてあります。 ○ 市では石材業者等の紹介は行っておりません。 ○ 個人情報保護のため、個人を特定できる情報は一切公表しません。
再 募 集	① 令和7年度特別募集での空き区画について、令和7年10月1日(水)から令和8年3月31(火)まで再募集します。 ② 受付方法は、3ページ「申込みに必要な書類(切手は1枚となります)」を公園緑地課墓苑担当の窓口提出でお申込みいただき、先着順に受付し、申込資格等を確認後、令和7年度特別募集空き区画の若い番号順(辞退区画含む)に当選とします。 ※空き区画を超えた申込みがあった場合は、再募集は終了となります。 ③ 受付後の手続きは、岸和田市墓苑申込結果通知書を発送しますので、4ページ「当選後の手続き」の「必要なもの」を期日(※1)までにご持参の上、使用許可の申請をして下さい。その際、納付書をお渡しますので、納付期限(※2)までにご納付ください。納付確認後、墓所使用許可書をお送り致します。 ※1 岸和田市墓苑申込結果通知書に記載期限(おおよそ10日間) ※2 納付書に記載期限(おおよそ10日間)

◎ 抽選会場

岸 和 田 市 役 所
職 員 会 館 2 階 大 会 議 室

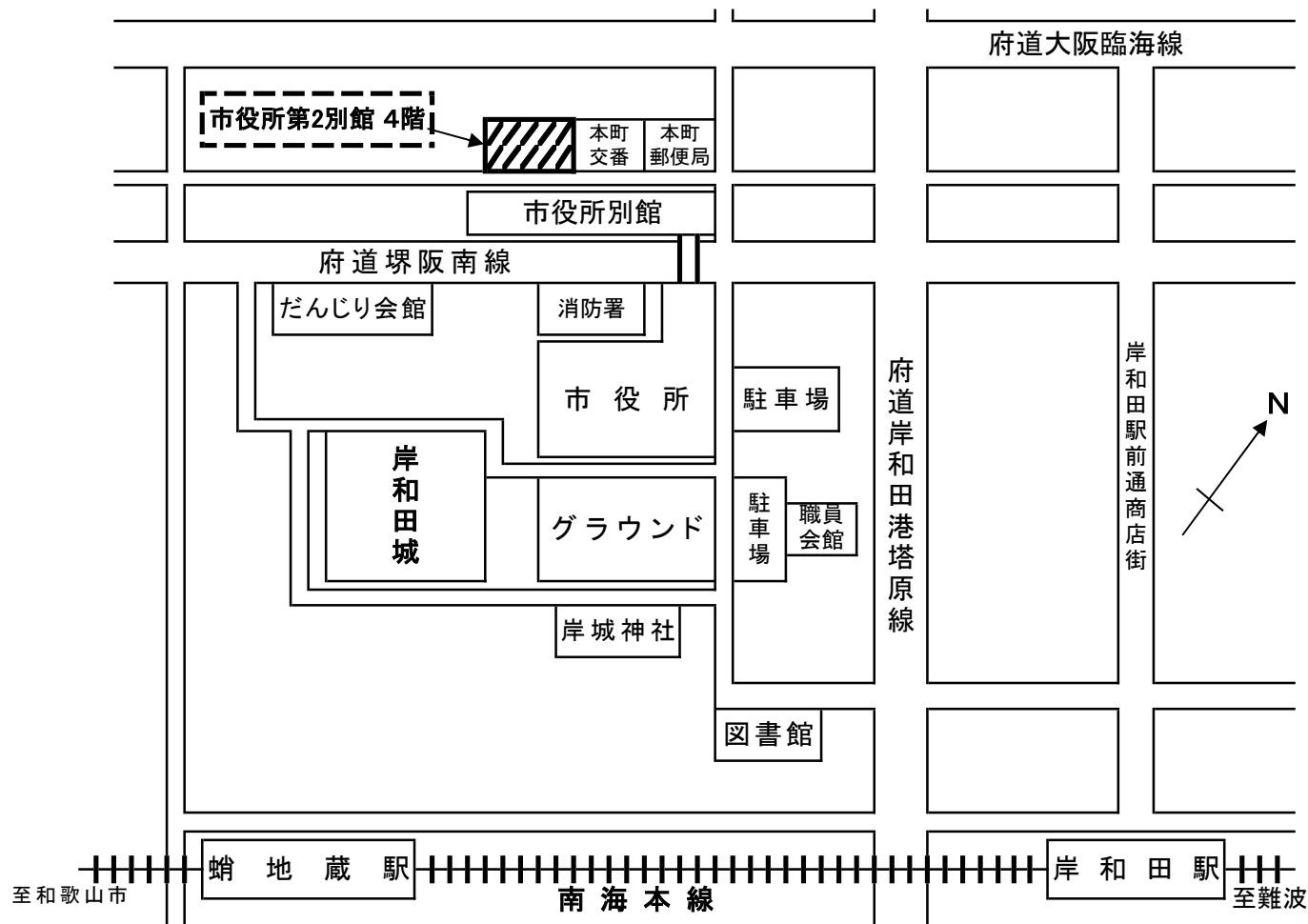
※エレベータの設備は無く、階段のみとなります。

墓苑担当 TEL:423-9581

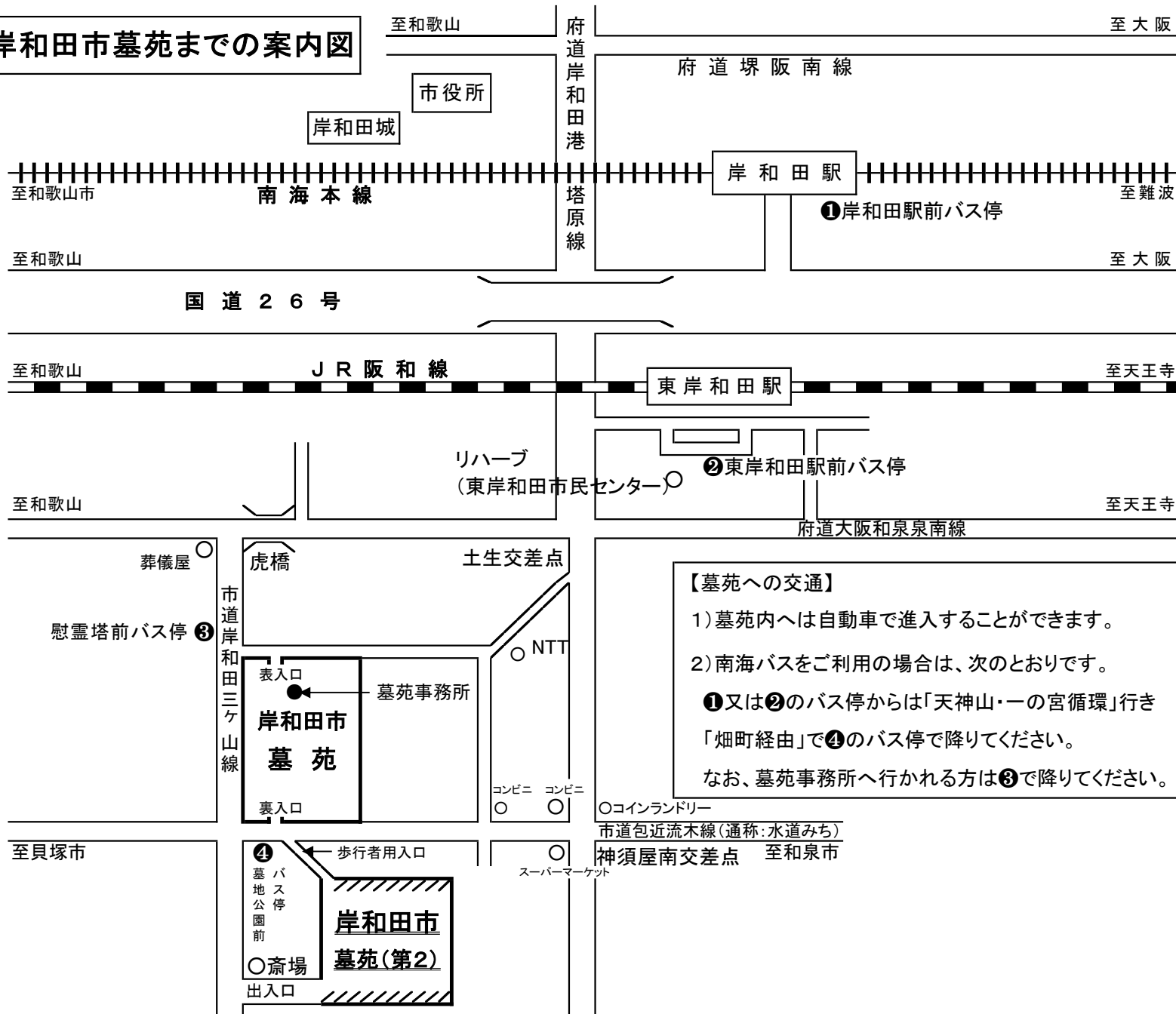


○ 当選後の申請場所

岸和田市役所
第2別館 4階 公園緑地課
墓苑担当 TEL:423-9581



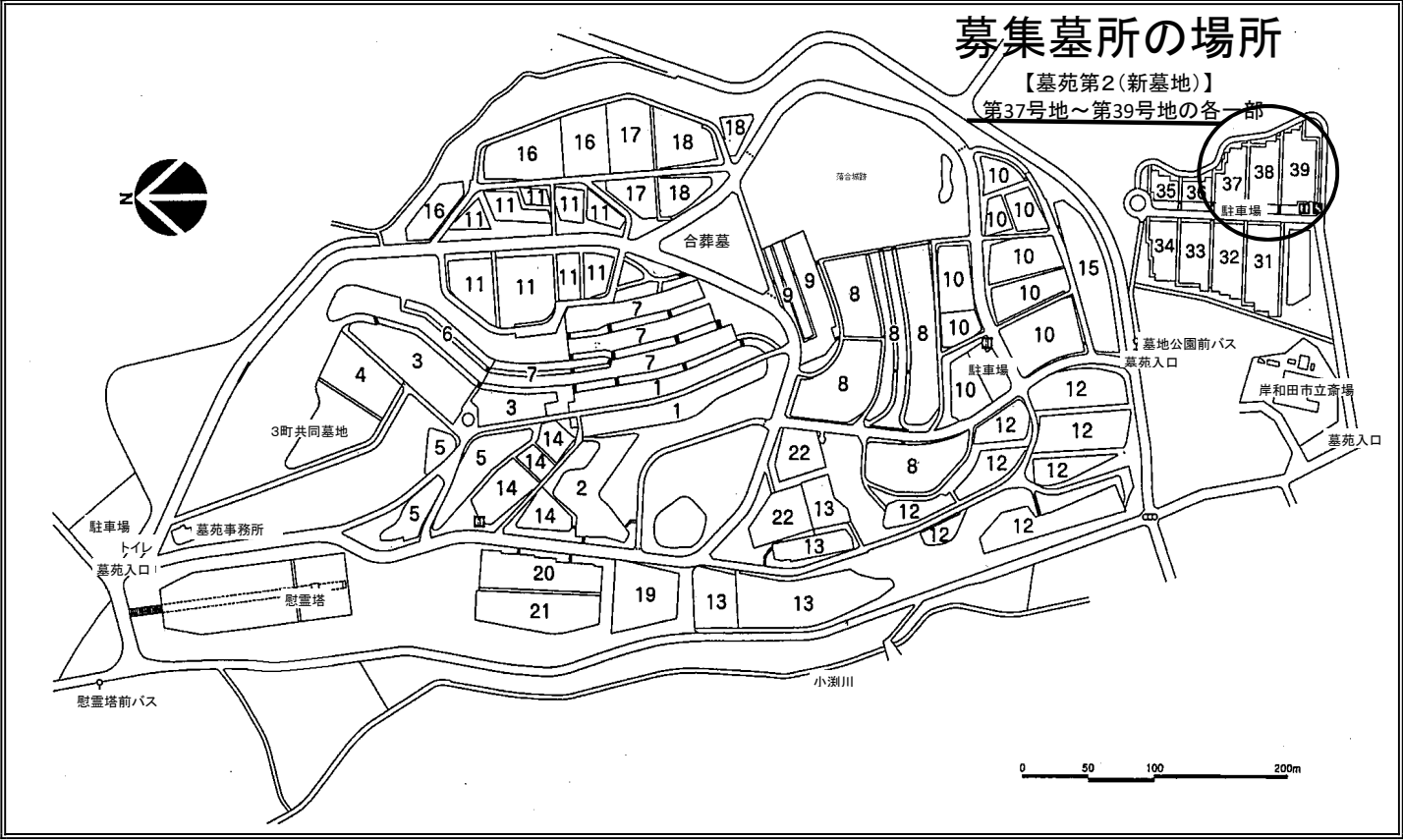
岸和田市墓苑までの案内図



【墓苑への交通】

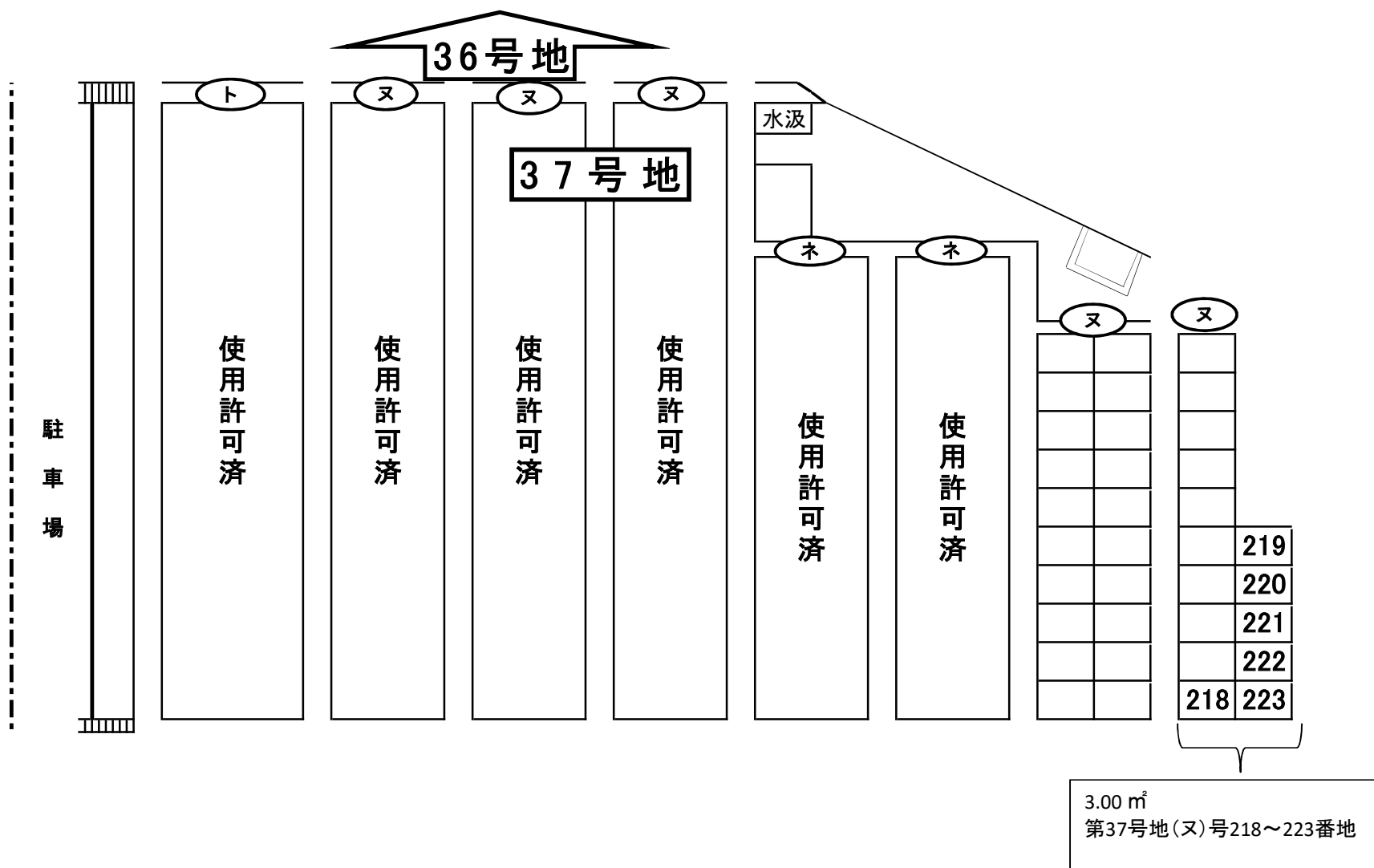
- 1) 墓苑内へは自動車で進入することができます。
- 2) 南海バスをご利用の場合は、次のとおりです。
①又は**②**のバス停からは「天神山・一の宮循環」行き「畑町経由」で**④**のバス停で降りてください。
 なお、墓苑事務所へ行かれる方は**③**で降りてください。

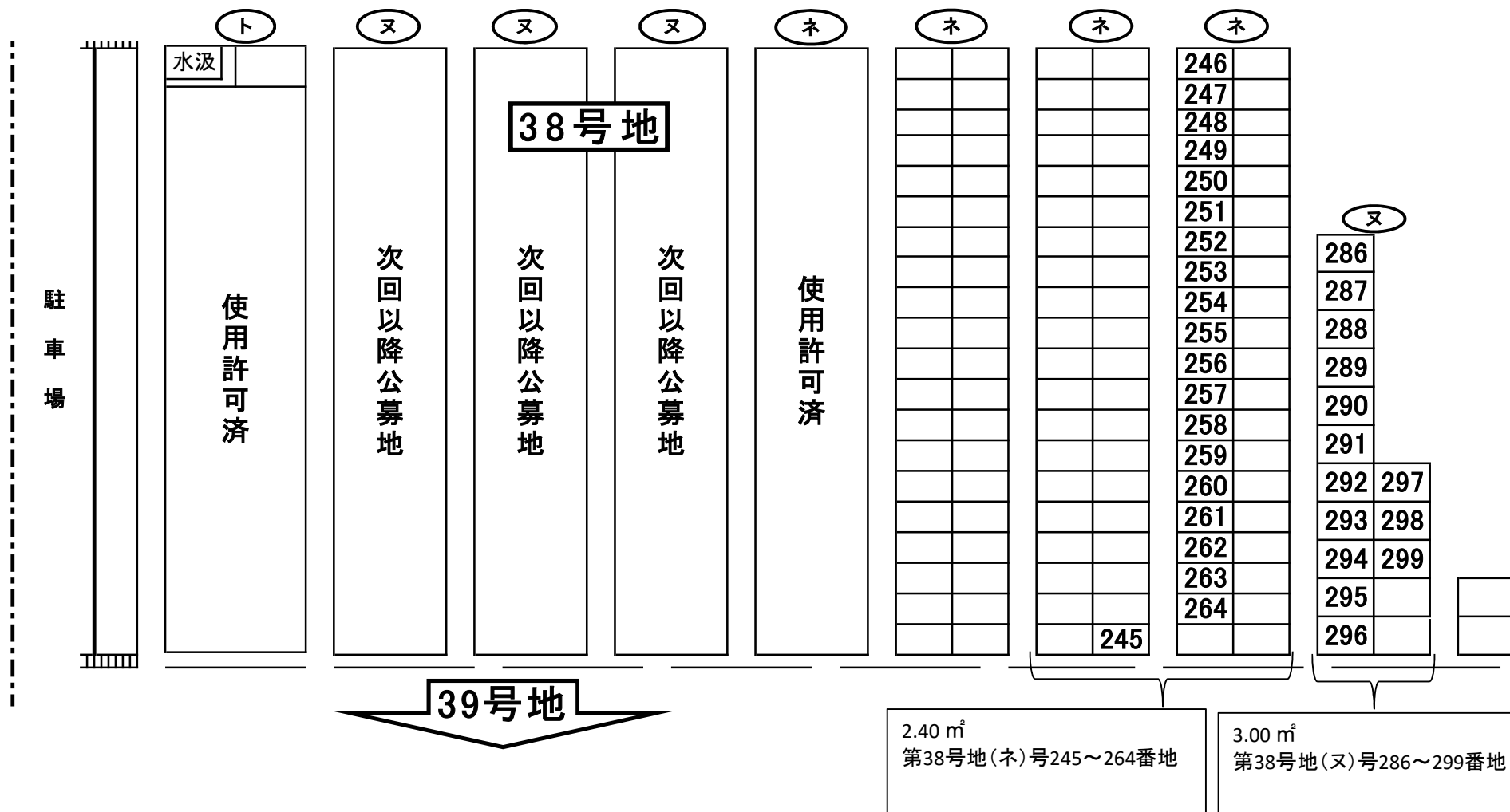
募集墓所（特別募集）の場所（岸和田市墓苑の全体図）

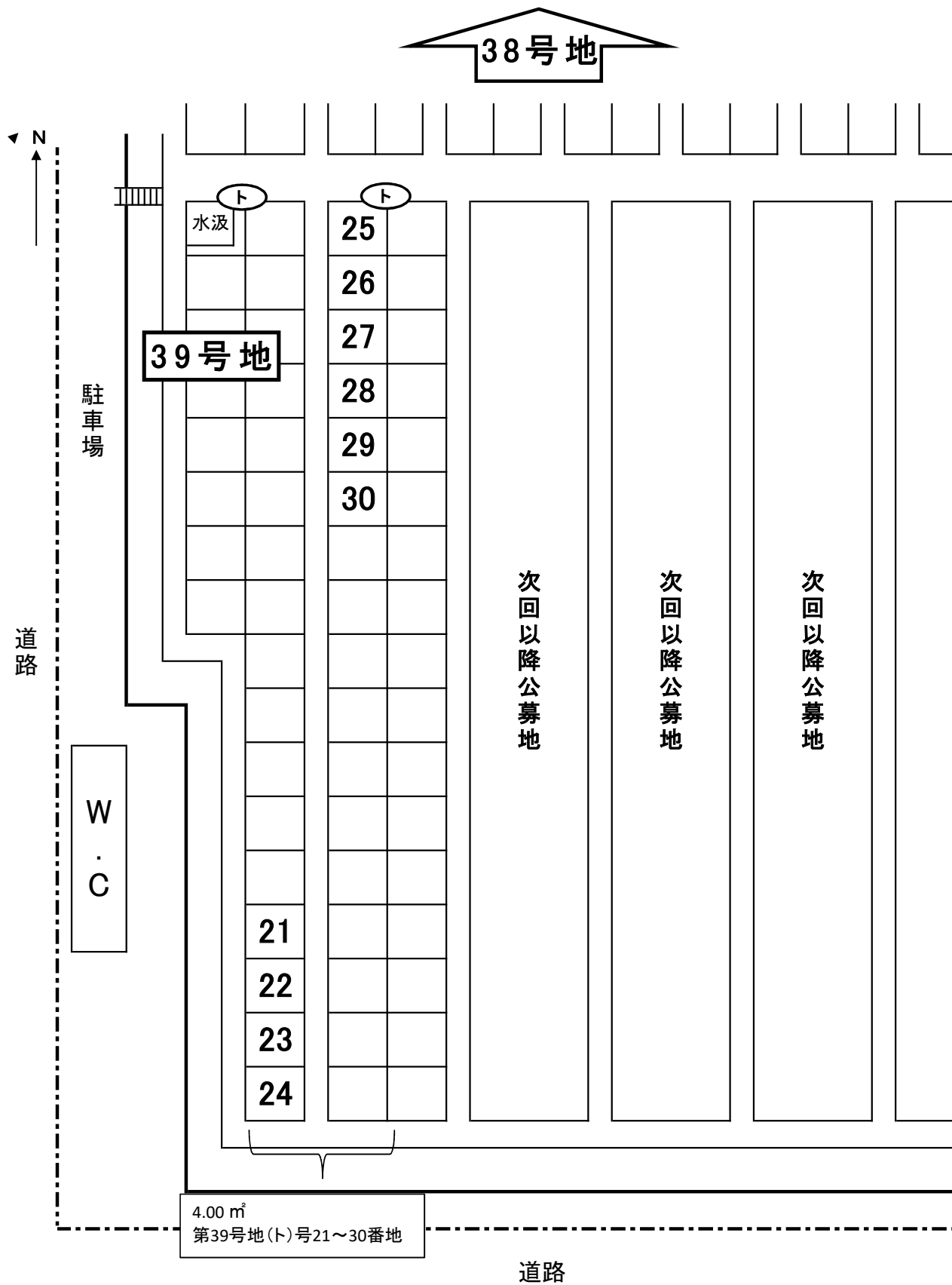


令和7年度 岸和田市墓苑募集場所・区画位置(特別募集)

種別(面積)	間口	奥行	募集場所	区画数	区画位置	備考
ト(4.0㎡)	1.6m	2.5m	39号地	10	21～30	
又(3.0㎡)	1.5m	2.0m	37号地	6	218～223	
			38号地	14	286～299	
ネ(2.4㎡)	1.2m	2.0m	38号地	20	245～264	
計				50		







使用のきまり（抄）

岸和田市墓苑内の墓所は、次のことを守って使用していただきます。

1. 決定した位置は、どのような理由があっても変更できません。もちろん、当選者間で合意しても、位置の変更は認めません。
2. 祭祀又は墓石の設置等、墓地本来の目的に使用してください。
3. 使用は使用者と配偶者、そして使用者の直系血族の祭祀に使用でき、使用者世帯とその兄弟世帯等での2世帯間使用は原則出来ません。
4. 遺骨、遺髪、遺品等で市長が適切と認めるものが埋蔵できます。
5. 囲障（巻石）は、使用場所の区画を明確にするため3年以内に、次のとおり設置してください。
 - ①材質は、石材又はコンクリート等耐久性のあるものであること。
 - ②境界から前後左右1.5cm以上控えて設置し、その高さは30cm以内とすること。
 - ③入口を市が定めた間口以外の位置（墓所のプレート番号面以外）に設ける場合は、墓所内に30cm以上の巾の通路を確保すること。
6. 墓石を設置する場合、その高さは巻石から180cm以内とすること。
7. 墓石等に家名を表示する場合、その家名は原則使用者の家名でなければなりません。また、建立者は使用者又は墓所を承継できる関係にある者でなければなりません。
8. 使用には、次の手続きが必要です。
 - ①工事着手届（囲障「巻石」、墓石等の設置等をする場合）
 - ②埋蔵・改葬届（遺骨等の埋蔵等をする場合）
 - ③住所等変更届（住所等の変更をした場合）
 - ④墓所承継使用届（使用者死亡による承継使用をする場合）
9. 使用者の名義変更は、相続（使用者の死亡）の場合以外はできません。
10. 次の場合、使用許可を取消すことがあります。
 - ①墓地本来の目的以外に使用したとき。
 - ②不正行為により使用許可を受けたとき。
 - ③転貸し又は使用権を譲渡したとき。
 - ④その他、法令、条例、規則等に違反したとき。
11. 次のような場合、使用権は消滅します。
 - ①使用者が死亡し、相続人又は親族のうち、祭祀を主宰する者がいないとき。
 - ②使用者が所在不明となり、他に使用する者がなく、20年を経過したとき。
12. 市は、使用許可後に生じた墓所の損害について、一切責任を負いません。

※ なお、上記きまりは主に岸和田市墓苑条例及び同施行規則よりの抜粋ですので、詳細はそれらをご覧ください。またご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

【問合せ先】	岸和田市建設部 公園緑地課 墓苑担当
	Tel：072（423）2121（代表）
	Tel：072（423）9581（直通）

岸和田



《 お問い合わせ先 》

〒596-8510 （岸和田市役所専用郵便番号）

岸和田市岸城町7番1号

岸和田市役所 建設部 公園緑地課 墓苑担当

☎ 072-423-9581（直通）

☎ 072-423-2121（代表）内線3057・3055

《 現地案内 》

岸和田市墓苑事務所 ☎ 072-426-1053

（午前8時30分～午後5時00分まで）